

障害者手当についてのご案内

◆特別障害者手当

次の①から③までのすべてに該当する方が受けられます。

- ① 20歳以上で、身体または精神（知的を含む）の重度の障害により、常に介護を要する状態の方
 - ② 施設に入所していない方
 - ③ 病院などに3か月以上入院していない方
- ※要件を満たせば、障害年金などを受給されている方にも支給されます。※所得制限があります。

◆障害児福祉手当

20歳未満で、おおむね次の①から③のいずれかの状態にある方が受けられます。

- ① 身体障害者手帳1級または2級で一定の要件を満たす方
 - ② 療育手帳A相当の方
 - ③ 精神障害、血液疾患等で、①②と同等の障害を有する方
- ※障害年金などの受給者や施設に入所中の方は受けられません。※所得制限があります。

◆在宅重度心身障害者手当

◇身体障害者手帳1級または2級、療育手帳AまたはAの所持者で、次の①か②に該当する方

- ① 上記等級の手帳交付日が、平成21年12月31日以前である方
- ② 上記等級の手帳交付日が、平成22年1月1日以降で、交付時の年齢が65歳未満の方

◇精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、平成22年1月1日以降65歳未満であり、すでに在宅重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けている方

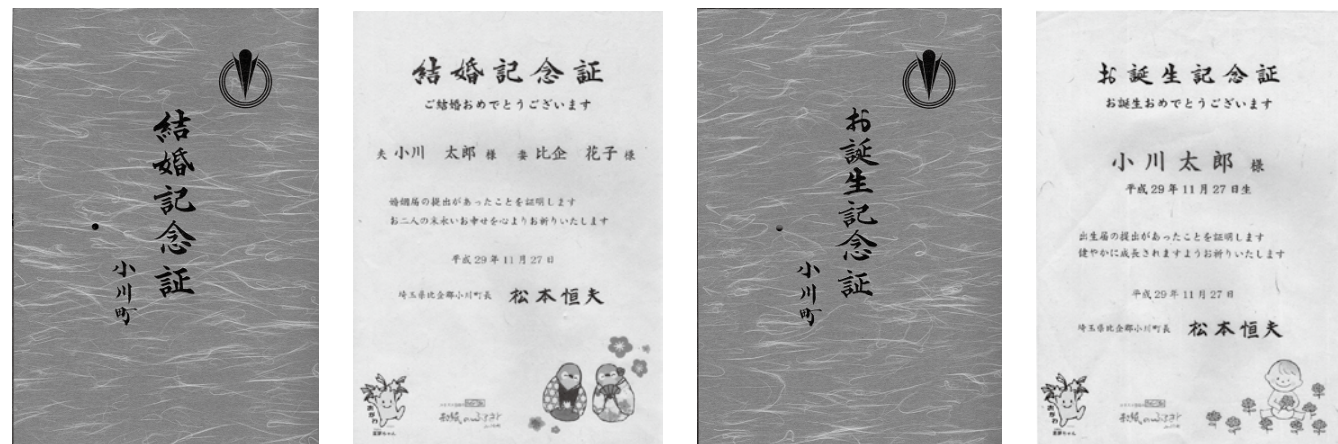
※いずれの場合も、特別障害者手当や障害児福祉手当を受けている方、支給制限の対象となる施設に入所中の方、住民税が課税されている方は受けられません。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎(内) 151

結婚記念証・お誕生記念証の交付を始めました

小川町に婚姻届または出生届を提出された方に、ユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙で作成した「結婚記念証」、「お誕生記念証」を11月27日（小川和紙の日）から申請により、無料で交付しています。なお、記念証は、公的な証明書としては使用できません。

交付対象者 婚姻届・出生届を小川町に提出された方、本籍・住民登録が小川町にある方



問合せ 町民課・戸籍年金担当 ☎(内) 143

障害福祉サービス・障害児通所支援のお知らせ

障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、個々の障害の状態や生活状況により、必要な障害福祉サービスを受けることができます。また、障害児通所支援では、心身に障害または発達遅れのある児童を対象に、通所または訪問により療育・訓練等の支援を受けることができます。

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するためには、必ず事前の申請が必要になります。サービスの詳細については、お問合せください。

※65歳以上等の介護保険対象の方は、介護保険によるサービス利用が優先されます。

障害福祉サービス一覧

サービスの名称	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時に必要な介助や移動の補助などをします。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会、知識や能力向上のための訓練をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

障害児通所支援

サービス	内容
児童発達支援	未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
児童発達支援（医療型）	未就学の肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当（役場1階） ☎(内) 155 ファクス74-2341（直通）